

# 理 由 書

資料3

本理由書は、富士見都市計画下水道の変更についての理由を示したものです。

## I 富士見都市計画区域における位置等

富士見都市計画区域に含まれる土地の区域は、富士見市の行政区域の全域です。

## II 変更の理由

今回の変更は、特定環境保全区域の新河岸第14処理分区における事業計画区域内の管渠整備が概ね完了となることから、更なる下水道整備促進を図るため、隣接する登戸周辺区域(1.3ha)と新河岸第16-1-1処理分区(11.7ha)を追加し、新河岸第16-1-1処理分区内にある荒川右岸流域下水道中継ポンプ場区域(1.4ha)は、場内で汚水処理を行っているため、富士見公共下水道で処理する必要がないことから、計画決定区域から削除するものであります。

## III 変更の内容

排水区域 汚水面積約1,299haを約1,311haに変更  
雨水面積約1,218ha

## IV 関連する都市計画

ありません。